

# 潟上市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

2019年3月

潟上市

## 計画策定の趣旨

### 1 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第6条第1項の規定に基づいて策定するものであり、自治体のごみ処理及び生活排水処理を将来にわたって適正かつ計画的に行うための基本的な計画である。このため、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る全ての施策の方向性を示すものである。

潟上市（以下、「本市」という。）では、平成23年3月に平成32年度を目標とした一般廃棄物処理基本計画を策定しているが、その後7年が経過し、国の新たな法制度の施行やごみの分別区分の変更など、廃棄物処理に係る環境が大きく変化しており、本市においても最終処分場の残余容量が逼迫した状況にあることから、これらに的確に対応した新たな一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定した。

### 2 計画の構成

本計画は、ごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水処理に関する部分（生活排水処理基本計画）の2部構成とし、一般廃棄物をめぐる今後の社会・経済情勢等を踏まえて、市域の一般廃棄物処理の実態を明らかにし、問題点の把握を行った上で、将来における市域のごみ処理、生活排水処理の方向づけを行うものとする。

### 3 計画の期間

本計画は、平成31年度（2019年度）を初年度、平成40年度（2028年度）を目標年次とする10年間を計画期間とする。

なお、本計画は初年度から概ね5年後、又は制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が変化した場合などに、本計画で掲げた数値目標や重点施策等についての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえた上で見直しを行うものとする。

また、計画の推進を図るため、適宜その状況を把握するとともに、効果などについても定期的に検討し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとする。

# ごみ処理基本計画

## 4 ごみ処理の課題

### (1) ごみ焼却施設における炉への負担増加

- ・焼却量の削減による炉への負担軽減が必要。
- ・焼却施設の適切な維持管理が必要。

### (2) ごみ質の変化への対応

- ・炉への負担軽減に向けた分別収集区分についての検討が必要。

### (3) ごみの減量化・資源化の推進

- ・総ごみ量の減量化が必要。
- ・資源化率の向上に向けた分別収集区分の検討が必要。

### (4) 最終処分場の残余容量の逼迫

- ・最終処分量の削減が必要。

### (5) 人口減少・高齢化への対応

- ・将来的な人口減少や高齢化の進行に対するごみ収集のあり方の検討が必要。
- ・費用対効果の高いごみ処理のあり方の検討が必要。

## 5 ごみ処理基本計画

### (1) ごみ処理の基本構想

ごみ処理基本計画の基本構想を以下のとおり定め、各種取組を進めていくこととする。

ごみの減量と適正処理の推進による環境負荷の少ない循環型社会の構築

### (2) ごみ処理の基本方針

環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、3R原則に基づきごみ処理を行うことを基本方針とする。まずごみの発生・排出を抑制し（リデュース）、次いで不要となったものの再使用に努め（リユース）、また、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進し（リサイクル）、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指す。その上で、どうしても資源として利用不可能なものを対象として、環境への負荷の少ない適正な処理・処分を行う。

### 〔3〕数値目標（平成40年度：2028年度）

数値目標については、努力目標として掲げるにふさわしいこと、実現可能なものであること、判定が容易でわかりやすいことなどを考慮し、以下の通り設定した。

#### 【ごみ処理の数値目標（平成40年度：2028年度）】

##### ①減量化目標

ごみ排出量を現状（平成29年度）から約15%削減。

##### ②資源化目標

資源化率を現状（平成29年度）の12.7%から15%まで増加。

##### ③最終処分目標

最終処分量を現状（平成29年度）から約15%削減。

### 〔4〕ごみ処理の基本方針

抽出された本組合における収集運搬、資源化・減量化、中間処理、最終処分に係る課題などを踏まえ、以下に示す事項を本計画の基本方針とする。

#### 【ごみ処理の基本方針】

①地域の循環型社会構築に向けて、ごみ量の削減・資源化率の向上を目指す。

②既存施設を有効に活用しながら更新施設の整備を効率的に進める。

### 〔5〕排出抑制・再資源化計画

基本構想に示す環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・市がそれぞれの立場でごみの排出抑制と資源化を推進していく。

### 〔6〕収集・運搬計画

ごみの収集・運搬については、今後も現行の形態を継続していくこととするが、サービスの向上や収集・運搬効率等の観点から必要に応じて適宜見直しを行う。

### 〔7〕中間処理計画

本市のごみ焼却施設である潟上市クリーンセンターは平成24～25年度に基幹的設備改良工事を実施し、安全な焼却処理を行っているものの、昭和59年4月の稼働開始から35年が経過しているため、今後も安全で安定的な焼却処理を行っていくために、施設の適正な維持管理を進めていくこととする。

**(8) 最終処分計画**

本市において、残余容量が逼迫している現行の最終処分場（潟上市一般廃棄物最終処分場）を出来る限り長期的に使用するため、現行の最終処分場に既に埋め立てられている廃棄物の一部を重機で掘り起こし、県内の民間の焼却施設まで運搬し委託処理を行うことにより延命化することで既存施設の有効利用と施設整備費の抑制を図ることとする。

なお、現行の最終処分場の埋立終了予定の翌年度である平成34年度（2022年度）を基準として、平成48年度（2036年度）までの15年間で延命化の期間とする。

今後のスケジュールとしては、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間で延命化のため処理委託を行うこととし、平成39年度（2027年度）頃から新施設整備に向けて検討を開始する予定とする。

表1 最終処分場の延命化スケジュール

年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	
区分	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
現状の埋立期間	埋立終了予定																			
処理委託期間	委託開始(5年間)																			
延命期間					15年間延命															
新施設整備期間										検討開始										完成

**生活排水処理基本計画**

**6 生活排水処理基本計画**

**(1) 生活排水処理の基本方針**

生活排水処理率の向上により、快適で衛生的な水環境を確保するため、公共下水道の整備をはじめ、総合的な生活排水対策を推進する。

**【生活排水処理の基本方針】**

- ① 下水道区域については、計画的な整備の推進及び区域の拡大に努める。  
また、老朽化した下水道施設については、計画的な改築・更新に努める。
- ② 公共下水道及び農業集落排水事業の計画がない地域については、合併処理浄化槽の事業を推進する。また、すでに単独処理浄化槽を設置している世帯については、合併処理浄化槽への転換を図る。
- ③ し尿・浄化槽汚泥の状況の変化に対応した効率的な処理を行うとともに、施設の老朽化への対応も検討する。
- ④ 生活雑排水の発生源対策として、市民に対する広報・啓発活動を積極的に行う。